

第3回川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
(仮称) 子ども条例検討部会

資料 2

(参考)

(仮称) 川口市子ども条例案文 新旧対照表

修正後	修正前【前回検討部会時点】	コメント
<p>(仮称) 川口市子ども条例</p> <p><u>(なし)</u></p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援に関する基本理念を定め、市、保護者、<u>市民</u>、育ち学ぶ施設等及び事業者の責務及び役割を明らかにし、子ども・子育て支援を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 子ども 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする18歳未満の<u>者</u>をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の<u>者</u>で、子どもを現に監護する<u>者</u>をいう。</p> <p>(3) <u>市民</u> 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動する個人若しくは<u>団体</u>をいう。</p> <p>(4) 育ち学ぶ施設等 <u>市内の保育所</u>、幼稚園、認定こども園、学校その他子どもが<u>通い</u>、又は入所することにより学び、育ち、又は支援を受けるため</p>	<p>(仮称) 川口市子ども条例</p> <p><u>前文</u></p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援に関する基本理念を定め、市、保護者、<u>市民等</u>、育ち学ぶ施設等及び事業者の責務及び役割を明らかにし、子ども・子育て支援を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 子ども 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする18歳未満の<u>者</u></p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の<u>者</u>で、子どもを現に監護する<u>者</u></p> <p>(3) <u>市民等</u> 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動する個人、<u>法人</u>若しくは<u>団体</u></p> <p>(4) 育ち学ぶ施設等 <u>保育所</u>、幼稚園、認定こども園、学校その他子どもが<u>通所し</u>、<u>通園し</u>、<u>通学し</u>、又は入所することにより学び、育ち、又は支援を</p>	<p>検討の結果、前文は作成せず、逐条の「1 制定の背景」に条例制定の考えを記載することとした。</p> <p>形式修正</p> <p>形式修正</p> <p>第1項第4号は、地域のスポーツクラブや習い事など、「通所」、「通園」、「通学」という形式に必ずしも当てはまらない活動を含めた表現とした。【部会・石井委員】</p>

修正後	修正前【前回検討部会時点】	コメント
<p><u>の施設等をいう。</u> (5) 事業者 市内で事業活動を行う<u>者</u>をいう。 2 前項第1号の規定にかかわらず、次条に定める基本理念の実現を図るため、<u>又は第3章に定める施策の実施のために必要であると認められる場合には、子どもの範囲を別に定めることができるものとする。</u></p> <p>(基本理念) 第3条 略 (1) 児童の権利に関する<u>条約(平成6年条約第2号)</u>の精神にのっとり、子どもが安全にかつ安心して成長できるようにすること (2)～(3) 略 <u>(4) (削除)</u></p>	<p>受けるための<u>施設等</u> (5) 事業者 市内で事業活動を行う<u>者</u> 2 前項第1号の規定に<u>関わらず</u>、次条に定める基本理念の実現を図るため、<u>または第3章に定める施策の実施のために必要であると認められる場合には、子どもの範囲を別に定めることができるものとする。</u></p> <p>(基本理念) 第3条 略 (1) 児童の権利に関する<u>条約の精神にのっとり</u>、子どもが安全にかつ安心して成長できるようにすること (2)～(3) 略 <u>(4) 前3号の理念は、性別、国籍、経済状況、障害の有無、家庭のかたち、性的思考及び性自認等に関わらず、すべての子どもに適用されること</u></p>	<p>形式修正</p>
<p>2 前項の基本理念は、障害の有無、性別、国籍、<u>経済状況、家族のかたち、性的指向及び性自認等にかかわらず、全ての子どもに適用されるものとする。</u></p> <p>第2章 責務及び役割 (市の責務) 第4条 <u>市は、保護者とともに子どもを心身ともに健やかに育てる責任を負うことを自覚し、子ども・子育て支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。</u> 2 市は、保護者、<u>市民及び育ち学ぶ施設等の関係者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、有効な支援を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第2章 責務及び役割 (市の責務) 第4条 <u>市は、基本理念にのっとり、保護者とともに子どもを心身ともに健やかに育成する責任を負うことを自覚し、子ども・子育て支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。</u> 2 市は、保護者、<u>市民等、育ち学ぶ施設等の関係者及び事業者</u>がそれぞれの役割を果たすことができるよう、有効な支援を行うものとする。</p>	<p>形式修正</p>

修正後	修正前【前回検討部会時点】	コメント
<p>3 略</p> <p>(保護者の役割)</p> <p>第5条 保護者は、<u>子どもを心身ともに健やかに育てることについて第一義的責任を負うこと、及び、困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることが大切</u>ということを自覚し、子どもが健やかに育つ家庭環境を整えとともに、子どもが社会で生活する能力を身に付けることができるよう努めるものとする。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第6条 市民は、<u>子ども・子育て支援の重要性について関心及び理解を深め、地域社会の一員として子どもと保護者を見守るとともに、子ども・子育て支援に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>(育ち学ぶ施設等の関係者の役割)</p> <p>第7条 育ち学ぶ施設等の関係者は、<u>子どもの成長及び発達に応じて、子どもが主体的に学ぶこと並びに育つこと及び能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援に努めるものとする。</u></p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第8条 事業者は、<u>雇用する従業員が当該従業員の子どもと過ごす時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立が可能となるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>3 略</p> <p>(保護者の役割)</p> <p>第5条 保護者は、<u>基本理念にのっとり、子どもを心身ともに健やかに育てることについて第一義的責任を負うことを自覚し、子どもが健やかに育つ家庭環境を整えとともに、子どもが社会で生活する能力を身に付けることができるよう努めるものとする。</u></p> <p>(市民等の役割)</p> <p>第6条 市民等は、<u>基本理念にのっとり、子ども・子育て支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子ども・子育て支援に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>(育ち学ぶ施設等の関係者の役割)</p> <p>第7条 <u>育ち学ぶ施設等の関係者は、基本理念にのっとり、子どもの成長及び発達に応じて、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、また能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援に努めるものとする。</u></p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第8条 事業者は、<u>基本理念にのっとり、地域社会の一員として、市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等の関係者及び他の事業者が行う子ども・子育て支援のための取組に協力するよう努めるものとする。</u></p>	<p>困った時には協力を求めることも保護者の大切な役割であることを明示【部会・剣持委員】</p> <p>条例を温かみのあるものにする趣旨もあり【部会・小田中委員】</p> <p>形式修正</p> <p>市民の役割を具体化【要対協・福祉総務課】</p> <p>形式修正</p> <p>形式修正</p> <p>重複した内容を削除</p>

修正後	修正前【前回検討部会時点】	コメント
(削除)	2 事業者は、雇用する従業員が当該従業員の子どもと	
	<u>接する時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立が可能となるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。</u>	
第3章 施策の実施	第3章 施策の実施	条文を入れ替え
(切れ目のない子育て支援)	(切れ目のない子育て支援)	※「子育てへの支援」→「子育てへの支援」 →「特別な対応が必要な家庭等への支援」という順番とした。
第9条 略	第10条 略	条文の構成を変更
2 市は、子どもとその家族への支援の充実を図るた	(新設)	※新設分は第12条第2項から移動
<u>め、子ども・子育てについて相談できる総合的な体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。</u>		
(子どもの育ちへの支援)	(子どもの育ちへの支援)	
第10条 略	第11条 略	
(子どもの未来応援)	(子どもの未来応援)	形式修正
第11条 市は、子どもの育ちが自立的に生きる基礎を	第13条 市は、子どもの育ちが自立的に生きる基礎を	
培い、人間として基本的な資質を養うための重要なものであることを認識し、 <u>家庭等の状況にかかわらず</u> 、	培い、人間として基本的な資質を養うための重要なものであることを認識し、 <u>家庭等の状況に関わらず</u> 、	
すべての子どもに対して適切な教育の機会を確保し、	すべての子どもに対して適切な教育の機会を確保し、	
未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる	未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる	
環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。	環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。	
(子どもの権利の侵害等への対応)	(子どもの権利の侵害等への対応)	
第12条 市は、児童虐待、いじめ、体罰その他身体的	第9条 市は、児童虐待、いじめ、体罰その他身体的	
及び精神的な暴力が子どもの権利の侵害にあたり、決	び精神的な暴力が子どもの権利の侵害にあたり、決	

修正後	修正前【前回検討部会時点】	コメント
<p>して行ってはならない行為であるということを認識し、<u>当該行為の防止、又は早期発見に取り組むとともに、子どもの権利の侵害からの救済のために必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>て行ってはならない行為であるということを認識し、<u>こうした行為の防止、早期発見に取り組むとともに、子どもの権利の侵害からの救済のために必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	
<p>(家庭・養育環境への支援)</p>	<p>(家庭・養育環境への支援)</p>	<p>保護者への支援が十分に行われなければ</p>
<p>第13条 市は、課題を抱えた家庭の支援のため、<u>それぞれの状況に応じ、子どもだけでなくその保護者を支援するために必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>第12条 市は、課題を抱えた子育て家庭に対して、<u>それぞれの状況に応じ、子どもとその家族が安心して生活することができるよう必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>機能不全の家庭での育児が継続されることになるという状況を踏まえ、子どもだけでなく保護者、家庭への支援が重要であることを示した。【要対協・保健所】</p>
<p>(削除)</p>	<p>2 市は、子どもとその家族の支援の充実を図るため、<u>子ども・子育てに関する課題について相談できる総合的な体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>第2項は、全体の構成上、第9条に移動した。</p>
<p>(配慮が必要な子どもへの対応)</p>	<p>(配慮が必要な子どもへの対応)</p>	<p>障害だけでなく発達の遅れにも配慮し追記</p>
<p>第14条 市は、<u>障害のある子ども、発達に課題のある子ども、日本語の習得が十分でない子ども、孤立状態にある子どもなど、配慮が必要な子どもが健やかに育ち、学ぶことができるよう、それぞれの状況に応じて必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>第14条 市は、<u>障害のある子どもや日本語の習得が十分でない子どもなど、配慮が必要な子どもが健やかに育ち、学ぶことができるよう、それぞれの状況に応じて必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>これまでの意見（不登校にも触れるべき）やアンケート結果（年齢が進むにつれて社会との関わりが希薄になる傾向にある）を踏まえ、孤立状態にある子どもへの支援を追記</p>
<p>2 市は、子どもが障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち、<u>性的指向及び性自認等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないよう、それぞれの状況に応じて必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>2 市は、子どもが障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち、<u>性的思考及び性自認等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないよう、それぞれの状況に応じて必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	
<p>第4章 施策の推進</p>	<p>第4章 施策の推進</p>	

修正後	修正前【前回検討部会時点】	コメント
<p>(施策の推進体制)</p> <p>第15条 市、保護者、<u>市民及び育ち学ぶ施設等の関係者</u>は、前章に定める施策の推進にあたり、それぞれの責務又は役割を自覚し主体的に取り組む<u>とともに、連携を図り協力して取り組むものとする。</u></p>	<p>(施策の推進体制)</p> <p>第15条 市、保護者、<u>市民等、育ち学ぶ施設等の関係者及び事業者</u>は、前章に定める施策の推進にあたり、それぞれの責務又は役割を自覚し主体的に取り組む<u>と共に、連携協力して取り組むものとする。</u></p>	形式修正
<p>(施策の推進に関する計画)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の計画は、市が策定する子ども・子育てに関する<u>基本的な計画と一体のものとして定めることができるものとする。</u></p>	<p>(施策の推進に関する計画)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 市は、前項の計画を策定し、又は見直しを行おうとするときは、必要に応じて、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する合議制の機関に意見を聴くほか、広く意見を聴くための措置を講ずるものとする。</p>	計画策定の際に意見聴取については、第18条に記載
<p>(他の条例及び計画等との関係)</p> <p>第17条 市は、<u>川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例（平成25年条例第34号）、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成28年条例第70号）その他子ども・子育て支援に関わる条例及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他子ども・子育て支援に関わる計画等と相互に関連させて子どもに関する施策の推進を図るものとする。</u></p>	<p>(他の条例及び計画等との関係)</p> <p>第17条 市は、<u>川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例、その他子ども・子育て支援に関わる条例及び子ども・子育て支援事業計画、その他子ども・子育て支援に関わる計画等と相互に関連させて子どもに関する施策の推進を図るものとする。</u></p>	形式修正
<p>(子ども等の意見の反映)</p> <p>第18条 市は、子どもが意見を表明できる主体であることを認識し、<u>第16条第1項の計画又は同条第2項の子ども・子育てに関する基本的な計画の策定にあ</u></p>	<p>(<u>子ども</u>の意見の反映)</p> <p>第18条 市は、子どもが意見を表明できる主体であることを認識し、<u>第16条に定める計画その他子どもに</u>関係する施策の推進にあたり、<u>子どもの意見を反映す</u></p>	この条例に基づく計画又は市の子ども・子育て支援に関する基本的な計画を新しく策定する際には、必ず子どもの意見を反映するための措置を講ずることを規定

修正後	修正前【前回検討部会時点】	コメント
<p>り、<u>子どもの意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>るために必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>2 市は、前項のほか、<u>子どもに関する施策の推進に</u> <u>あたり、その施策の内容に応じ、子ども又は保護者そ</u> <u>他の関係者の意見を反映するために必要な措置を</u> <u>講ずるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>その他、子どもに関する施策の推進に当 たり、その施策の内容等に応じ、子どもや 関係者の意見を反映することを規定</p>
<p>(広報及び啓発)</p>	<p>(広報及び啓発)</p>	<p>形式修正</p>
<p>第19条 市は、この条例及び子ども・子育て支援に關 する事業等について、<u>子ども、保護者、市民及び育ち</u> <u>学ぶ施設等の関係者の関心及び理解を深めるため、必</u> <u>要な広報及び啓発を行うものとする。</u></p>	<p>第19条 市は、この条例及び子ども・子育て支援に關 する<u>保護者、市民等、育ち学ぶ施設等の関係者及び事</u> <u>業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓</u> <u>発を行うものとする。</u></p>	
<p>(委任) 第20条 略</p>	<p>(委任) 第20条 略</p>	

(仮称) 川口市子ども条例 川口市要保護児童対策連絡協議会構成員からの意見

1 意見聴取の方法

令和4年8月に開催された川口市要保護児童対策連絡協議会代表者会議（書面会議）にて委員あてに関係資料を送付し、意見を得たもの

2 意見の内容

下記のとおり

No.	【発言者】	【意見】	【対応方針】
1	福祉総務課	「児童の権利に関する条例の精神にのっとり」とあるのは、条約の中で規定している子どもの権利を網羅していると解釈できますが、具体的に子どもの権利を列挙して記載したほうが良いと思います。条約の権利規定の条文をそのまま記載する必要はないと思いますが、条約を読んでいない市民等が多いと思いますので、具体的なほうが理解しやすいと思います。	子どもの権利の内容については、逐条資料の中に具体的に記載するようにします。
2	福祉総務課	市民等の努力義務に関し、関心及び理解を深めること、施策及び取組に協力することが規定されていると思いますが、「地域で子どもの見守る」等具体的な協力内容を記載したほうが、市民等の啓発につながると思います。	ご指摘を踏まえ、第6条に追記しました。
3	保健所	子どもへの安全に対する配慮とともに、心に傷を抱える子どもや、発達などに問題がある全ての子どもに対して、専門的ケア（診察やカウンセリング、療育支援など）が確実に行われるよう、子どもの権利が尊重されることが大切である。	条例第14条の「配慮が必要な子ども」の内容を具体化しました。併せて、逐条資料において、心に傷を抱える子どもへの支援や専門的ケアについて記載いたします。
4	保健所	保護者に対する支援が十分に行われなければ、機能不全状態の家庭で育児が継続されることとなるため、保護者への支援にもさらに力を注ぐべきだと考える。	条例第13条で「課題を抱えた家庭の支援」を行う旨を規定しております。併せて、逐条資料において、保護者支援を十分に行う必要がある旨を記載いたします。